



厚生労働省発社援 0616 第5号
令和8年6月16日

文部科学事務次官 殿

厚生労働事務次官



全国戦没者追悼式の実施について

「戦没者を追悼し平和を祈念する日」について（昭和57年4月13日閣議決定）に基づき、先の大戦での全戦没者に対し国を挙げて追悼の誠を捧げるとともに平和を祈念するため、8月15日に、日本武道館において、天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、全国戦没者追悼式を実施します。

つきましては、昨年同様、本式典の趣旨を十分御理解いただき、本式典が全国民の心からなる協力により国を挙げての行事となりますよう、その趣旨の普及、それぞれの職場における行事参加等について、特段の御配意をいただきたくお願い申し上げます。

なお、式典当日、それぞれの場所において、正午には1分間の黙とうが行われますよう、また、当日は貴管下各機関に半旗が掲揚されますようお願いいたします。

全国戦没者追悼式について

「戦没者を追悼し平和を祈念する日」について」（昭和５７年４月１３日閣議決定）に基づき、天皇皇后両陛下の御臨席を仰いで、全国戦没者追悼式を実施する。

１ 日 時 令和８年８月１５日（土） 午前１１時５１分 開式
（所要時間 約１時間）

２ 場 所 日本武道館
（東京都千代田区北の丸公園２番３号）

３ 式次第（案）

開 式

天皇皇后両陛下御臨席

国歌斉唱

式 辞 内閣総理大臣

黙とう （正午から１分間）

天皇陛下のおことば

追悼の辞 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官及び遺族代表

天皇皇后両陛下御退席

献 花 内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、各都道府県遺族代表、一般戦災死没者遺族代表、原爆死没者遺族代表、青少年代表、衆議院副議長、参議院副議長、国務大臣、各政党代表（政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第３条第２項に規定する政党で国会に議席を有するものの代表）、前・元内閣総理大臣、前・元衆議院議長、前・元参議院議長、各団体代表、厚生労働大臣

閉 式

４ 参列者数

約５，０００名を予定

「戦没者を追悼し平和を祈念する日」について

〔 昭和 5 7 年 4 月 1 3 日
閣 議 決 定 〕

1 趣旨

先の大戦において亡くなられた方々を追悼し平和を祈念するため、「戦没者を追悼し平和を祈念する日」を設ける。

2 期日

毎年 8 月 1 5 日とする。

3 行事

政府は、「戦没者を追悼し平和を祈念する日」に、昭和 3 8 年以降毎年実施している全国戦没者追悼式を別紙のとおり引き続き実施する。

別紙

全国戦没者追悼式の実施について

- 1 全国戦没者追悼式は、天皇皇后両陛下の御臨席を仰いで、毎年 8 月 1 5 日、日本武道館において実施する。
- 2 本式典における戦没者の範囲及び式典の形式は、昭和 5 6 年の式典と同様とする。
- 3 本式典には、全国から遺族代表を国費により参列させる。
- 4 式典当日は、官衙等国立の施設には半旗を掲げることとし、地方公共団体等に対しても同様の措置をとるよう勧奨するとともに、本式典中の一定時刻において、全国民が一斉に黙とうするよう勧奨する。

全国戦没者追悼式式次第（案）

午前 1 1 時 4 5 分までに	参列者が式場に参集し、所定の位置につく。
午前 1 1 時 5 1 分	開式。
次 次 に	天皇皇后両陛下が御臨席になる。
次 次 に	一同国歌を斉唱する。
次 次 に	内閣総理大臣が式辞を述べる。
次 次 に	天皇皇后両陛下が所定の位置にお立ちになる。
次 次 に(正午)	一同黙とうを行う。
次 次 に	天皇陛下がおことばを述べられる。
次 次 に	衆議院議長が追悼の辞を述べる。
次 次 に	参議院議長が追悼の辞を述べる。
次 次 に	最高裁判所長官が追悼の辞を述べる。
次 次 に	遺族代表が追悼の辞を述べる。
次 次 に	天皇皇后両陛下が御退席になる。
次 次 に	内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、遺族代表、青少年代表、参列来賓ならびに厚生労働大臣が花を献ずる。
次 次 に	閉式。参列者が退出する。